

# 自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の 支払基準の一部を改正する告示案について

## 1. 改正の背景

自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準（平成13年金融庁・国土交通省告示第1号。以下「支払基準」という。）は、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第16条の3第1項（第23条の3第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、定められている。

民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）の施行（令和2年4月1日）により、法定利率が年5パーセントから年3パーセントとなる。支払基準においては、現行の法定利率（年5パーセント）を前提としたライフニッツ係数（※）を用いているところ、法定利率の変更に合わせて、同係数を変更する必要がある。

また、平均余命年数、物価水準及び賃金水準の変動や近年の保険金等の支払の実態を支払基準に反映させる必要がある。

※ ライフニッツ係数：逸失利益の現在価額を算定するため中間利息を控除する係数。

## 2. 改正案の概要

支払基準について、以下の通り改める。

### ○ 傷害による損害の保険金等の支払についての改正

	【現行】	【改正後】
（入院中の看護料）	「4,100円／日」	→「4,200円／日」
（自宅看護料又は通院看護料）	「2,050円／日」	→「2,100円／日」
（休業損害）	「5,700円／日」	→「6,100円／日」
（慰謝料）	「4,200円／日」	→「4,300円／日」

### ○ 後遺障害による損害の保険金等の支払についての改正

#### ・自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）別表第1の場合

第1級	第2級
1,600万円→1,650万円 (1,800万円→1,850万円)	1,163万円→1,203万円 (1,333万円→1,373万円)

※（）内は、被扶養者がいるとき

#### ・自動車損害賠償保障法施行令別表第2の場合

第1級	第2級	第3級
1,100万円→1,150万円 (1,300万円→1,350万円)	958万円→998万円 (1,128万円→1,168万円)	829万円→861万円 (973万円→1,005万円)
第4級	第5級	第6級
712万円→737万円	599万円→618万円	498万円→512万円

第7級	第8級	第9級
409万円→419万円	324万円→331万円	245万円→249万円
第10級	第11級	第12級
187万円→190万円	135万円→136万円	93万円→94万円

※ ()内は、被扶養者がいるとき

○ 死亡による損害の保険金等の支払についての改正

	【現行】		【改正後】
(葬儀費用)	「60万円」	→	「100万円」
(死亡本人の慰謝料)	「350万円」	→	「400万円」

○ 別表についての改正

別表Ⅱ-1（就労可能年数とライフニッツ係数表）、別表Ⅱ-2（平均余命年数とライフニッツ係数表）、別表Ⅲ（全年齢平均給与額（平均月額））及び別表Ⅳ（年齢別平均給与額（平均月額））について、法定利率の変更並びに平均余命年数及び貸金水準の変動を踏まえたものに改めることとする。

○ その他所要の改正

### 3. スケジュール（予定）

公 布：令和元年12月上旬  
施 行：令和2年4月1日